

No.  
131

平成28年臨時号

鎌倉市長 松尾 崇の



# 月刊 温故知新 鎌倉

松尾 崇(まつお たかし/43歳)の履歴

西鎌倉幼稚園、西鎌倉小、鎌倉学園、日本大学、会社勤務を経て、鎌倉市議・県議を通算約8年間勤め現職(現在2期目)。家族は妻と3人の娘(3歳5歳9歳)。趣味は山登り、ジョギング。座右の銘は「温故知新」

## 生活保護費の盗難事件について

平成27年9月に市役所内で生活保護費として保管していた現金の一部が盗難に遭う重大な事態が発覚し、その後の調査で、この事件の背景には一部の職員の極めて怠慢な事務処理やずさんな公金管理など、複数の不適切な事務処理があったことが明らかになりました。このことで市民の皆様への市役所に対する信頼を大きく失うこととなり、市政の責任者として心からお詫び申し上げます。

この事件につきましては、私(市長)を委員長とする『不適切な事務処理に関する調査委員会』において事実関係および原因の究明を進めるとともに、調査に対する信頼性を確保する必要があることから、外部による『不適切な事務処理に関する検証専門員(弁護士2名、元県警部長1名)』を設置し、内部調査の検証、追加調査への助言と支援および再発防止に向けた意見をいただきました。今回、これまでに明らかになった事実について、ご報告申し上げます。

### 【事案の概要】

当時、書類に不備があり、これを調査する中で、生活福祉課のキャビネットに保管していた現金の一部が無くなっていることが判明しました。キャビネット内には、現金約516万円が保管されていたと推定され、そのうち約267万円が無くなっていました。鎌倉警察署に盗難届を提出し、警察の捜査に協力をして参りましたが、現在までに犯人の特定には至っておりません。また、この事件の背景には一部職員の怠慢な事務処理やずさんな公金管理など、不適切な事務処理があったことが明らかになりました。

### 【事案の調査】

私(市長)を委員長とする『不適切な事務処理に関する調査委員会』にて、事実確認と原因究明を進めました。主に生活保護支給事務に関わった職員に対する聞き取り調査を中心に行い、その結果、次の不適切な事務が明らかになりました。

生活福祉課に在籍していた一部の担当職員が、生活保護廃止手続きを怠るなどしたことで、多額の支給する必要のない現金を発生させていた。

領収書に生活保護費受給者の承諾のない押印を行うなどの偽造があった。

現金などは会計課の金庫で保管されるべきところ、生活福祉課のキャビネット内に保管されており、盗難・紛失につながった。

本来は出納事務を担当する経理担当課が、生活保護費支給事務手続きの実質的な状況を把握していなかった。

生活福祉課の担当職員1名が、生活保護費受給者から市に返金された現金を自宅に持ち帰っていた。

関係課の管理職は、一部職員の怠慢な事務処理の改善指導ができず、ずさんな公金管理となっていた状況を把握していなかった。

生活福祉課で、生活保護費受給者から預かるなどした印鑑を大量に保管していた。

なお、領収書の偽造を行ったことが明らかになった生活福祉課に在籍していた職員1人については、鎌倉警察署に刑事告発し、7月22日に書類送検されました。(裏面に続きます)



松尾 たかし

フェイスブック、ツイッター、メールマガジン、ブログを更新中!

(討議資料)

## 【職員の処分と賠償責任】

不適切な事務処理があった前生活福祉課担当職員・・・停職 6 か月

不適切な事務処理があった元生活福祉課担当職員・・・停職 1 か月

元生活福祉課長・・・10%減給を 3 か月

全生活福祉課長・・・10%減給を 15 日

健康福祉部次長・・・10%減給を 1 か月

22 年度から 27 年度に福祉総務課に在籍していた職員 3 名・・・戒告

22 年度から 27 年度に福祉総務課に在籍していた健康福祉部長 3 名・・・訓告

22 年度から 27 年度に生活福祉課に在籍していた担当職員 14 名・・・訓戒・注意

賠償責任・・・本事案により無くなった公金について、市の損失とならないよう、関係職員に対して、賠償責任を求める手続きを進めております。

市長の給与 10%減額を 3 か月、小林副市長と安良岡教育長の給与 10%減額を 1 か月とする議案を 12 月定例会最終日に提案予定です。

また、生活保護の事件とは別に、12 月 21 日付で行った職員の懲戒処分も合わせてご報告いたします。

### 通勤手当の不適正受給

「通勤の現況確認について」調査を行った結果、2 名について悪質性がある不適正受給と認められたことから、10%減給を 1 か月の懲戒処分を行いました。

### 勤務時間中に公用車を私的利用

10 月 12 日に職員が、勤務時間中に私的利用のため横浜駅西口近くまで公用車で出かけました。聴き取り調査から、供述を二転三転させるとともに、運転日誌の走行距離を改ざんするなどの悪質な点がありました。この職員に対して、10%減給を 1 か月の懲戒処分を行いました。

## 【不祥事の再発防止に向けた組織風土の改善】

一連の不祥事の再発防止に向けて、事務改善やチェック体制の強化、マニュアルの整備を行うだけでなく、これまで継続されてきた前例踏襲から脱却し、職員一人一人の意識改革を促し、市民の皆様や広く社会からの期待や要請に応えていける市役所となるよう、組織風土の改革に向けて、私(市長)が先頭に立って全力で取り組みます。その実現のために、組織改革の専門的な知見と経験を有する人材として、コンプライアンスの分野で多くの自治体でご活躍されている、大久保和孝氏(新日本有限責任監査法人 経営専務理事、公認会計士・公認不正検査士)をコンプライアンス推進参与に登用し、助言や意見を受けながら、組織改革を進めております。

## 【重ねてお詫びを申し上げます】

このたびは、市民の皆様の信頼を損ねる事態を発生させてしまいまして、本当に申し訳ございませんでした。

今後このような事案が二度と起こらないよう、再発防止策を進め、市民の皆様からの信用と信頼の回復に向けて、全力で取り組んで参ります。

## 第 151 回 大船クリーン大作戦

**日時: 1月7日(土) 午前7時から8時**

(原則、毎月第1土曜日に開催。雨天中止。)

集合場所 : JR 大船駅東口 階段下

持ち物: 軍手、トング(またはちりとり・ほうき)

終了後、近くのお店にてコーヒーなどを飲みながら、わいわいと懇談・意見交換をしますので、こちらもお気軽にご参加ください。

## お知らせ

この温故知新を、ごみとして捨てる際は『ミックスペーパー』へお願いします。

・『月刊 温故知新』(本紙)を 10 枚以上配布していただける方を募集しています。

「やってあげても良いよ」という方、ぜひご連絡下さい!

・この『月刊 温故知新』を、お店の片隅やレジ横などに置かせて下さい!

定期購読をご希望の方は、無料で郵送しますのでご連絡ください。

『松尾たかしを応援する会』への連絡先

〒248-0034 鎌倉市津西 1-11-1 2 階(お蕎麦屋「よしむら」さんの 2 階)

TEL・FAX 0467-32-7186

発行: 松尾たかしを応援する会

